

「押印を求める手続きの見直し等のための 環境省関係省令の一部を改正する省令」公布

「押印を求める手続きの見直し等のための環境省関係省令の一部を改正する省令」（令和2年環境省令第31号）が令和2年12月28日に公布されました。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正

第七条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

様式第二号の十五中「受領印[㊟]」を「受領欄」に改める。

様式第五号の二から様式第五号の五まで、様式第五号の七及び様式第六号の二の様式中「印」を削る。

（参考）様式第2号の15 産業廃棄物管理票

産 業 廃 棄 物 管 理 票						
交付年月日	年 月 日	交付番号	交付担当者	氏名		
事業者	氏名又は名称		事業場	名称		
	住所 〒	電話番号		所在地 〒	電話番号	
産業廃棄物	種類		数量	荷姿		
中間処理産業廃棄物	管理票交付者（処分委託者）の氏名又は名称及び管理票の交付番号（登録番号）					
最終処分の場所	所在地					
運搬受託者	氏名又は名称		運搬先の事業場	名称		
	住所 〒	電話番号		所在地 〒	電話番号	
処分受託者	氏名又は名称		積替え又は保管	所在地 〒		
	住所 〒	電話番号		電話番号		
運搬の受託	(受託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名)		受領欄	運搬終了年月日	年 月 日	有価物拾集量
処分の受託	(受託者の氏名又は名称) (処分担当者の氏名)		受領欄	処分終了年月日	年 月 日	最終処分終了年月日 年 月 日
最終処分を行った場所	所在地					

(記載上の注意)

- 日本産業規格Z8335に規格する8ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。
- 余白には斜線を引くこと。
- 「数量」及び「有価物拾集量」の欄は、重量又は体積を単位とともに記載すること。
- 「荷姿」の欄は、パワ、ドラム缶、ポリ容器等、具体的な荷姿を記載すること。
- 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「種類」の欄にその旨を、「数量」の欄にその数量を記載すること。

(注1) 旧様式の運搬担当者及び処分担当者欄に受託者の氏名又は名称を追加記入して使用することができる。
(注2) 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に放射性物質汚染対処特措法の特定産業廃棄物が含まれる場合は、「種類」の欄にその旨を、「数量」の欄にその数量を記載すること。

◆図3.1 産業廃棄物管理票 様式第2号の15（施行規則第8条の21関係）

※ JW センター「産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」テキストより抜粋

環境省事務連絡

事務連絡
令和3年1月5日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長
廃棄物規制課長
(公印省略)

押印を求める手続の見直し等のための環境省関係省令の一部を改正する省令
の施行について（周知）

「押印を求める手続の見直し等のための環境省関係省令の一部を改正する省令」（令和2年環境省令第31号）が令和2年12月28日に公布され、同日から施行されたので、その改正の趣旨、内容等について、下記のとおりお知らせする。

貴職におかれては、その趣旨を理解した上で、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、本事務連絡は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1 改正の趣旨

令和2年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）において、「各府省は、緊急対応を行った手続だけでなく、原則として全ての見直し対象手続（※1）について、恒久的な制度的対応として、令和2年中に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされている。

これを踏まえ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「廃掃法施行規則」という。）の様式で定める、事業者等に対して押印を求めている手続の押印（押印に代わって行うことが可能とされていた署名も含む。以下単に「押印」という。）を不要とすることとした。

なお、これまで押印をもって本人確認をすることとしていた書面等については、廃掃法施行規則における手続の性質を踏まえ、以下に記載するような押印が求められている趣旨を代替する手段（※2）等によって確認することとされたい。

また、地方公共団体において、廃掃法施行規則に定める様式に準拠した様式等を用いている場合に加え、独自に様式等を制定して各種手続を行っている場合においても、上記の趣旨に鑑み、当該様式等における押印を不要とすることとされたい。

（※1）「見直し対象手続」とは、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているものをいう。

（※2）押印が求められている趣旨を代替する手段としては、以下のような例が考えられる。実際の確認に際しては、事業者等にとって過度の負担が生じない範囲で、各地方公共団体における実情を踏まえ合理的な方法で確認することとされたい（代表者でなく申請担当者の本人確認のみとするなど）。なお、これらは押印がない場合の代替手段であり、従前のおり押印の上提出された場合は、従来の対応で差し支えない。

- ・他の添付書類（当該手続においてともに提出される住民票の写しなど）による確認
- ・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、個人・法人の印鑑登録証明書等）のコピー、スキャンデータや写真の電子ファイルの提出による確認
- ・本人であることが確認されたeメールアドレスからの提出による確認（本人であることの確認には別途本人確認書類のコピー等の提出を求めることなどが考えられる）
- ・署名機能の付いた文書ソフト（電子ペン等を用いたPDFへの自署機能等）を活用した確認
- ・電話、ウェブ会議、実地調査等による確認

2 改正の内容

廃掃法施行規則の様式で定める事業者等に対して押印を求めている手続の押印について、押印を廃止する改正を行うとともに、当該改正に伴う所要の規定の整備を行った。

3 経過措置について

（1）書類に関する経過措置

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなすこととした。

（2）用紙に関する経過措置

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙は、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができることとした。